

第9回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和7年5月19日  
 告示番号 第7号  
 会議年月日 令和7年5月26日  
 会議の場所 川崎農村環境改善センター  
 出席委員 別紙のとおり  
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 阿部 繁 樹  
 局長補佐 浅岡 栄 嗣  
 農地係長 金野 亨  
 主任主事 熊谷 啓

本日の案件 第9回一関市農業委員会総会提出議案のとおり  
 開会時刻 午後3時

議長

ただ今から、第9回一関市農業委員会総会を開会いたします。  
 本日の出席委員は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、7番 菅原 聡子 委員、11番 阿部 久美子 委員より欠席の届出がありました。

行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。

議案審議に入る前に、お諮りいたします。

議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に21番 佐藤 多賀幸 委員、22番 遠藤 真一 委員を指名いたします。

書記には、浅岡 局長補佐、熊谷 主任主事 を指名いたします。

審議に入ります。

「報告第20号 専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

1 ページをお開き願います。

報告第20号、専決処分報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

2 ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載の第1号から6ページの第24号までの24件、24名の方から届出のあったものであり、専決処分の日は令和7年5月15日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書を送付する」と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第20号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第20号」の質疑を終わります。

次に、「報告第21号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

7 ページをお開き願います。

報告第21号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

本件につきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号の1件、2筆にかかる農地現状変更届出書を受理しましたので、同要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、

担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員におかれましては随時現地調査により施工状況の監視・指導をお願いいたします。

届出のありました土地の所在地、及び届出人等につきましては議案書に記載のとおりであります。現状変更の理由は、作業の効率化を図るため、段差を解消するための盛土を行うという申請内容です。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第 21 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第 21 号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 57 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

8 ページをお開き願います。

議案第 57 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、花泉地域に係る申請 4 件です。

第 1 号につきましては、借受人の新規就農に伴いまして、親であります貸付人から使用貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 17 年 5 月 31 日までの 10 年間となっております。

第 2 号につきましては、貸借期間の満了に伴い、借受人において引き続き貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 12 年 5 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第 3 号につきましては、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため使用貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 17 年 5 月 31 日までの 10 年間となっております。

9 ページをお開き願います。

第 4 号につきましては、貸借期間の満了に伴い、借受人において引き続き貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 12 年 5 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

10ページをお開き願います。

次に、大東地域に係る申請8件です。

第5号につきましては、貸借期間の満了に伴い、借受人において引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和17年12月31日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第6号につきましては、貸付人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第7号につきましては、譲渡人が高齢のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

11ページをお開き願います。

第8号につきましては、貸借期間の満了に伴い、借受人において引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和12年12月31日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第9号及び第10号につきましては、いずれも譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

12ページをお開き願います。

第11号につきましては、譲渡人から後継者である譲受人に対して、経営移譲のため農地を譲ろうとするものです。

第12号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第13号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

13ページをお開き願います。

		次に、藤沢地域に係る申請 1 件です。
		第14号につきましては、譲渡人が耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。
議	長	以上で、説明を終わります。
		以上で「議案第 57 号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
20番		最初に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。
佐藤	和幸 委員	花泉地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。
		現地調査日、令和 7 年 5 月 12 日、月曜日、午前 9 時 30 分より、 現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、磯田委員、支所職員 菅原主任主事で行いました。
		報告内容、第 1 号から第 4 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま
議	長	報告は以上です。
		ありがとうございました。
14番		次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。
佐藤	喜明 委員	大東地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。
		現地調査日、令和 7 年 5 月 12 日、月曜日、午後 1 時 30 分より、 現地調査員 農業委員 加藤委員、私 佐藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、支所職員 千葉主事で行いました。
		報告内容、第 5 号から第 12 号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま
議	長	報告は以上です。
		ありがとうございました。
22番		次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。
遠藤	真一 委員	千厩地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。
		現地調査日、令和 7 年 5 月 12 日、月曜日、午前 9 時 30 分より、 現地調査員 農業委員 私 遠藤、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、菊地委員、支所職員 小山主任主査で行いました。
		報告内容、第13号について、別紙農地法第 3 条現地調査書のと

議 長  
12番  
後藤 修 委員

おり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和7年5月12日、月曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 私 後藤、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、畠山委員、支所職員 千葉主任主事で行いました。

報告内容、第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ

ます。

報告は以上です。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に

対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

議 長

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって「議案第57号」を可と決します。

次に、「議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申

請に対する意見について」を議題といたします。

農地係長

事務局の説明を求めます。

14ページをお開き願います。

議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に

対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

まず、一関地域に係る申請1件です。

第1号は、譲受人が営む自動車整備業で使用する部品を調達す

るための車両の保管場所を整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、花泉地域に係る申請1件です。

第2号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、大東地域に係る申請3件です。

第3号は、借受人が農業用機械の駐車場等を整備するため転用申請するものです。

農地区分は第1種農地と判断しましたが、農業用施設であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

15ページをお開き願います。

第4号は、譲受人が賃貸住宅を建築するため転用申請するもので、追認案件です。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、地域農業の振興に資する施設として、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

なお、申請地は、令和7年3月25日付けで農振除外済みであります。

第5号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、5件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

説明を終わります。

議 長

以上で「議案第58号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

9番

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

渡邊 克洋 委員

現地調査日、令和7年5月13日、火曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 阿部委員、私 渡邊、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、小岩委員、事務局職員 佐藤主事、農政推進課職員 千葉主事で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った

議 長  
20番  
佐藤 和幸 委員

結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が駐車場及び資材置場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第2号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第3号、申請人が農業用施設用地を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。

第4号、申請人が賃貸住宅及び宅地進入路を整備する計画であり、排水は下水道に接続することから周辺農地に影響はない。

第5号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

議 長

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 58 号」を許可相当と決めます。

次に、「議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

16 ページをお開き願います。

議案第 59 号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借・一括方式が 17 件、貸借・再配分が 54 件、貸借・借入が 1 件、貸借・貸付が 12 件、売買が 3 件です。

18 ページをお開き願います。

始めに貸借・一括方式ですが、一関地域 7 件、千厩地域 10 件の申請です。

22 ページをお開き願います。

次に、貸借・再配分ですが、一関地域 2 件、藤沢地域 52 件の申請です。

39 ページをお開き願います。

次に、貸借・借入ですが、一関地域の申請であります。

40 ページをお開き願います。

次に、貸借・貸付ですが、12 件すべて一関地域の申請であります。

42 ページをお開き願います。

次に、売買ですが、3 件すべて花泉地域の申請であります。

なお、1 号には雑種地が含まれておりますが、これは、田の法面であり、計画の達成のために田と一体で利用する必要があるため、雑種地も併せて機構を通した売買を行おうとするものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 59 号」の説明を終わります。

なお、22 ページ【貸借・再配分】第 1 号および 40 ページ【貸借・貸付】第 7 号については、16 番 齋藤 佳記 委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

議	長	<p>(なしの声あり)</p> <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 59 号」【貸借・再配分】第 1 号および【貸借・貸付】第 7 号を除き可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって【貸借・再配分】第 1 号および【貸借・貸付】第 7 号を除き可と決します。</p> <p>次に、22 ページ【貸借・再配分】第 1 号および 40 ページ【貸借・貸付】第 7 号について審議いたします。</p> <p>齋藤 佳記 委員は退室願います。</p> <p>(午後 3 時 36 分 退室)</p>
議	長	<p>審議願います。</p> <p>審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。</p> <p>「議案第 59 号」【貸借・再配分】第 1 号および【貸借・貸付】第 7 号を可と決する方は挙手願います。</p> <p>(挙手満場)</p>
議	長	<p>挙手満場と認めます。</p> <p>よって、可と決します。</p> <p>齋藤 佳記 委員は入室願います。</p> <p>(午後 3 時 39 分 入室)</p>
議	長	<p>齋藤 佳記 委員に申し上げます。</p> <p>「議案第 59 号」【貸借・再配分】第 1 号および【貸借・貸付】第 7 号を可と決しました。</p> <p>次に、43 ページ「議案第 60 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
農地係	長	<p>43 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 60 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。</p> <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は一関地域の 1 件です。</p> <p>農地以外となってから 20 年以上が経過しており、農地として</p>

		復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。
		以上で説明を終わります。
議	長	以上で「議案第 60 号」の説明を終わります。
		ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。
		一 関地域の担当委員の方、報告をお願いします。
9 番		一 関地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
渡邊	克洋 委員	現地調査日、現地調査員に関しましては 5 条と同じでございますので割愛させていただきます。
		報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。
		第 1 号、申請地は昭和 55 年頃から庭として利用されており、既に農地性は失われている。
		報告は以上です。
議	長	ありがとうございました。
		以上で現地調査の結果報告を終わります。
		審議願います。
		(なしの声あり)
議	長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
		「議案第 60 号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。
		(挙手満場)
議	長	挙手満場と認めます。
		よって、「議案第 60 号」を可と決します。
		次に、「議案第 61 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について」を議題といたします。
		事務局の説明を求めます。
農 地 係 長		44 ページをお開き願います。
		議案第 61 号 土地改良法第 3 条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。
		土地改良法第 3 条第 2 項前段及び同法施行規則第 4 条第 1 項の規定により申出があったので、同法施行令第 1 条の 5 の規定に基づいて承認を求めるものです。
		45 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は8件で、大東地域4件、東山地域1件、川崎地域2件、室根地域1件です。

新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第61号」の説明を終わります。

なお、第5号については、19番 佐藤 想司 委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第61号」第5号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって第5号を除き可と決します。

次に、「議案第61号」第5号について審議いたします。

佐藤 想司 委員は退室願います。

(午後3時44分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第61号」第5号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、第5号を可と決します。

佐藤 想司 委員は入室願います。

(午後3時45分 入室)

議 長

佐藤 想司 委員に申し上げます。

「議案第61号」第5号を可と決しました。

次に、「議案第62号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否の決定について」を議案といたします。

事務局の説明を求めます。

農地係長

46 ページをお開き願います。

議案第 62 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否の決定について、内容をご説明いたします。

次のとおり、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願が提出されたので、当該証明の可否についての処分の決定を求めるものです。

本議案に係る申請は、一関地域の 1 件です。

被相続人、相続人、適用を受けようとする農地は、記載のとおりです。

被相続人は、令和 6 年 8 月 15 日に亡くなっており、申請者が被相続人の農地を相続することになったことに伴い、相続税の納税猶予を受けるため、死亡した日から 10 か月以内に税務署へ相続税の納税猶予を受けるための適格者証明書を提出する必要があるものです。

今回の申請は、被相続人が農業を営んでいた農地で、相続人が引き続き農業経営を行うことから要件を満たすものと考えます。

以上で、説明を終わります。

議長

以上で「議案第 62 号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 62 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対する可否の決定について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第 62 号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

第 9 回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後 3 時 47 分閉会)

---

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員